

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一六
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 一七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 一七
- 道路の区域を変更する件の一部を改正する件六件 一七
- 道路の供用を開始する件の一部を改正する件 一七
- 公 告 一六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 一六

告 示

福島県告示第十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年一月二十一日から同年五月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 リオン・ドール神明通り店 福島県会津若松市中町三百五十番ほか
- 二 変更した事項
 大規模小売店舗の名称
 (変更前) リオン・ドール会津若松店
 (変更後) リオン・ドール神明通り店
- 三 変更した年月日

- 四 平成二十三年一月一日
届出年月日
- 五 平成二十三年一月十三日
届出をした者
株式会社小池

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年一月二十一日から同年五月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ジャスト黒岩店 福島県福島市黒岩字浜井場五番地の一ほか
 - 二 変更しようとする事項
 1 駐車場の位置及び収容台数
 (一) 駐車場の位置
 (変更前) 別紙図面のとおり
 (変更後) 別紙図面のとおり
 (二) 駐車場の収容台数
 (変更前) 百九十七台
 (変更後) 二百三台
 2 駐車場の出入口の位置
 (変更前) 別紙図面のとおり
 (変更後) 別紙図面のとおり
 三 変更しようとする年月日
 1 駐車場の位置及び収容台数
 平成二十三年八月二十九日
 2 駐車場の出入口の位置
 平成二十三年一月二十八日
 四 届出年月日
 平成二十二年十二月二十八日
 五 届出をした者
 株式会社ジャスト
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
 (商業まちづくり課)

福島県告示第二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年一月二十一日から同年二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ原町西店・セリア原町店 福島県南相馬市原町区国見町二丁目百十九番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第二十二号

道路の区域を変更する件（平成七年福島県告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中「同 郡同 村大字下川内字田ノ入七〇番二九五地先」を「同 郡同 村大字下川内字田ノ入七〇番三〇七地先」に改める。

（道路計画課）

福島県告示第二十三号

道路の区域を変更する件（平成九年福島県告示第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中「同 郡同 村大字下川内字田ノ入七〇番二九五地先」を「同 郡同 村大字下川内字田ノ入七〇番三〇七地先」に、「双葉郡川内村大字下川内字田ノ入七〇番二九五地先」を「双葉郡川内村大字下川内字田ノ入七〇番三〇七地先」に改める。

（道路計画課）

福島県告示第二十四号

道路の区域を変更する件（平成十二年福島県告示第三百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

表中「郡山市西田町大字木村字深田ノ入二二番一地先」を「郡山市西田町木村字深田入二二番一地先」に、「田村郡三春町大字貝山字雁木田五七番地先」を「田村郡三春町字雁木田五七番地先」に改める。

（道路計画課）

福島県告示第二十五号

道路の区域を変更する件（平成十三年福島県告示第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中「双葉郡川内村大字下川内字田ノ入七〇番二九五地先」を「双葉郡川内村大字下川内字田ノ入七〇番三〇七地先」に改める。

（道路計画課）

福島県告示第二十六号

道路の区域を変更する件（平成十五年福島県告示第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中「双葉郡川内村大字下川内字田ノ入七〇番二九五地先」を「双葉郡川内村大字下川内字田ノ入七〇番三〇七地先」に改める。

（道路計画課）

福島県告示第二十七号

道路の区域を変更する件（平成二十年福島県告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中「双葉郡川内村大字下川内字田ノ入七〇番二九五地先」を「双葉郡川内村大字下川内字田ノ入七〇番三〇七地先」に改める。

（道路計画課）

福島県告示第二十八号

道路の供用を開始する件（平成九年福島県告示第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

表中「双葉郡川内村大字下川内字田ノ入七〇番二九五地先」を「双葉郡川内村大字下

川内字田ノ入七〇番三〇七地先」に改める。

(道路計画課)

公 告

公告第十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年一月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月十一日
- 二 名称
特定非営利活動法人あぶくまエヌエスネット
- 三 代表者の氏名
進士 徹
- 四 主たる事務所の所在地
福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字葉貫五十七番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、山村の地理的文化的環境を母体として、多世代交流活動、生涯学習活動、子育て支援活動等の教育的事業、自然体験活動支援及び活動後継者育成等の事業、山村の環境保全及び文化継承活動等の事業を通して、教育・自然体験・第1次産業・文化的活動が一体となった総合的文化を創造し、それによって、全ての世代が、より健康で人間らしく生きられるよう支援し、社会の健やかな発展に貢献することを目的とする。

(文化振興課)